

## 第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

### 1 人口・世帯構造の変化

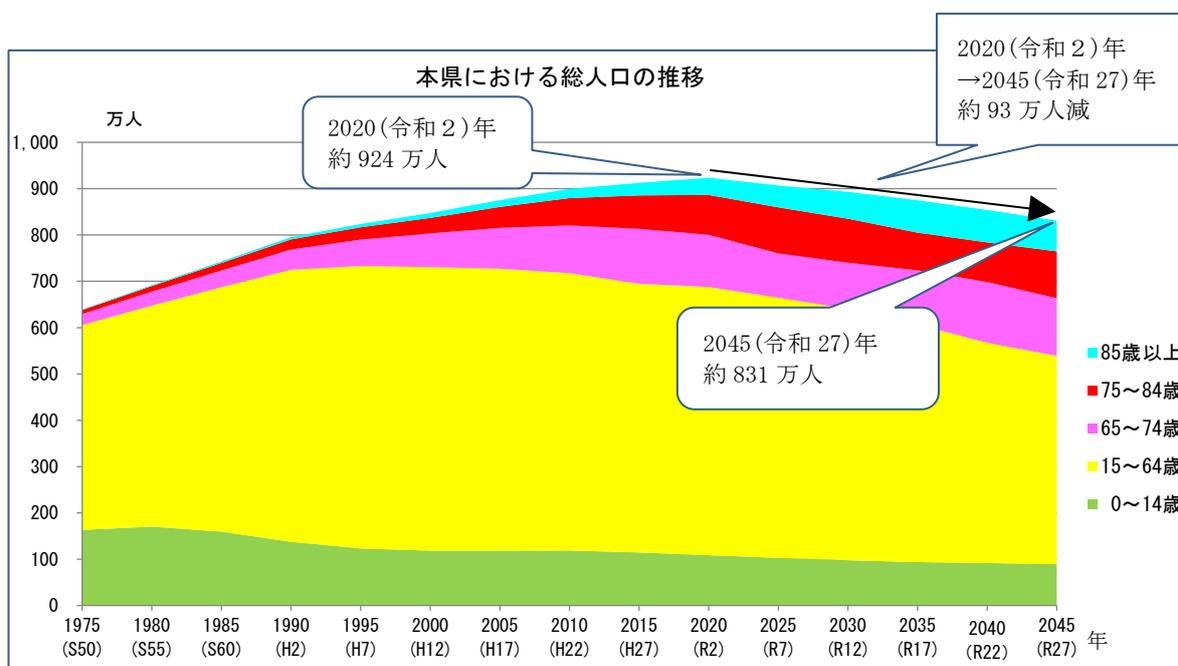
#### (1) 人口減少と少子化・高齢化

本県における総人口は、2020（令和2）年に約924万人ですが、2021（令和3）年には調査開始以来初めての減少に転じており、今後も減少していくと予測されています。

また、人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（0～14歳）は、2045（令和27）年には、2020（令和2）年から約18%（19万5千人）減少し、生産年齢人口（15～64歳）も約22%（129万1千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、約24%（56万2千人）増加すると見込まれます。

（単位：千人）

年	1975	2005	2010	2015	2020	2025	2045	増減数 (b-a=c)	増減率 (c/a)
	(昭和50)	(平成17)	(平成22)	(平成27)	(平成32) (a)	(平成37)	(令和27) (b)		
総人口	6,398	8,792	9,048	9,126	9,237	9,070	8,313	-925	-10.0%
65歳以上 ( ): 割合	337 (5.3%)	1,480 (16.8%)	1,820 (20.1%)	2,178 (23.9%)	2,361 (25.6%)	2,424 (26.7%)	2,923 (35.2%)	562	23.8%
15～64歳 ( ): 割合	4,425 (69.2%)	6,088 (69.2%)	5,989 (66.2%)	5,803 (63.6%)	5,790 (62.7%)	5,618 (61.9%)	4,498 (54.1%)	-1,291	-22.3%
0～14歳 ( ): 割合	1,632 (25.5%)	1,185 (13.5%)	1,188 (13.1%)	1,145 (12.6%)	1,086 (11.8%)	1,028 (11.3%)	891 (10.7%)	-195	-18.0%

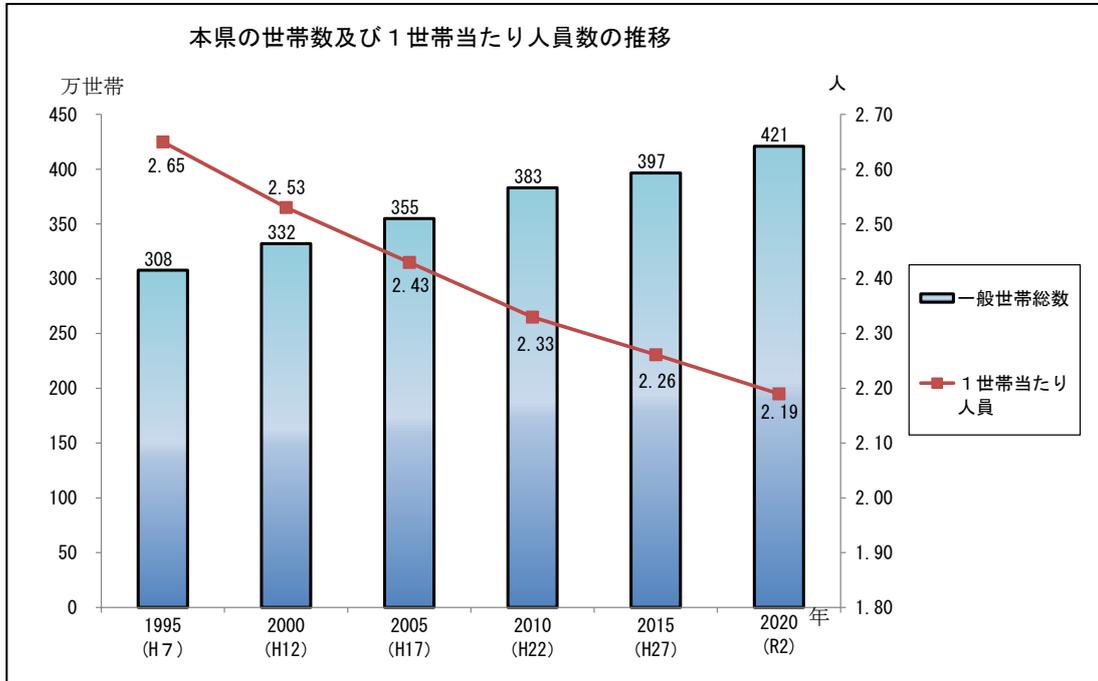


注1 2020（令和2）年までは、国勢調査による。

注2 2025（令和7）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。（本県も独自に推計を行っているが、他県との比較等を可能にするため、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用。）

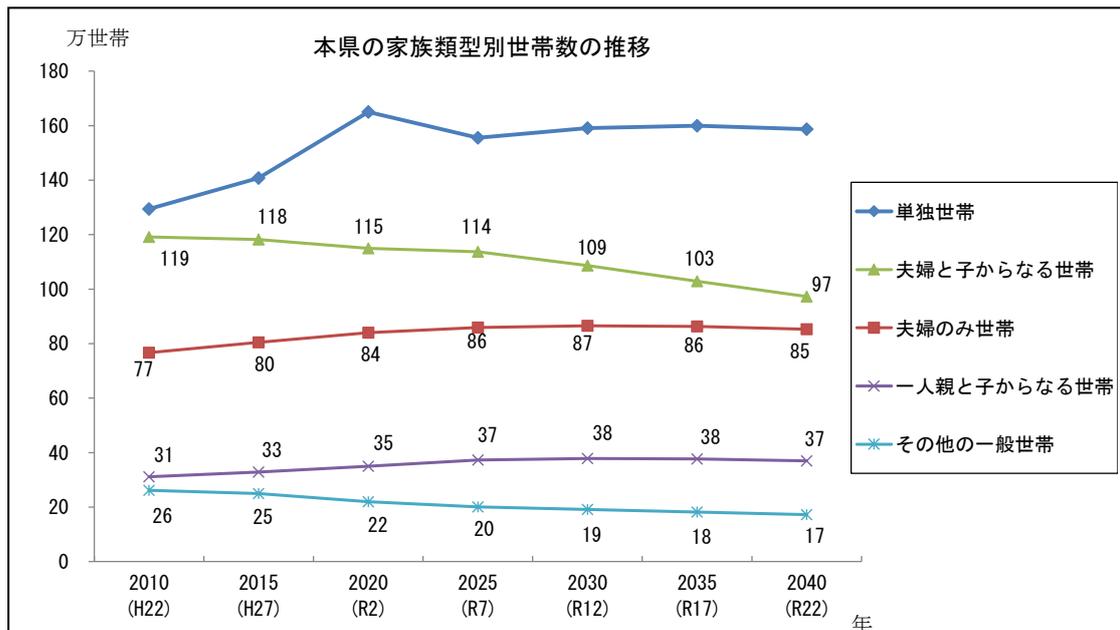
## (2) 単独世帯の増加

本県の世帯数は、1995（平成7）年に308万世帯であったところ、2020（令和2）年には421万世帯と増加しています。一方で、1世帯当たりの平均人員数を見ると、1995（平成7）年に2.65人であったところ、2020（令和2）年には2.19人と年々減少しています。



注 国勢調査による。

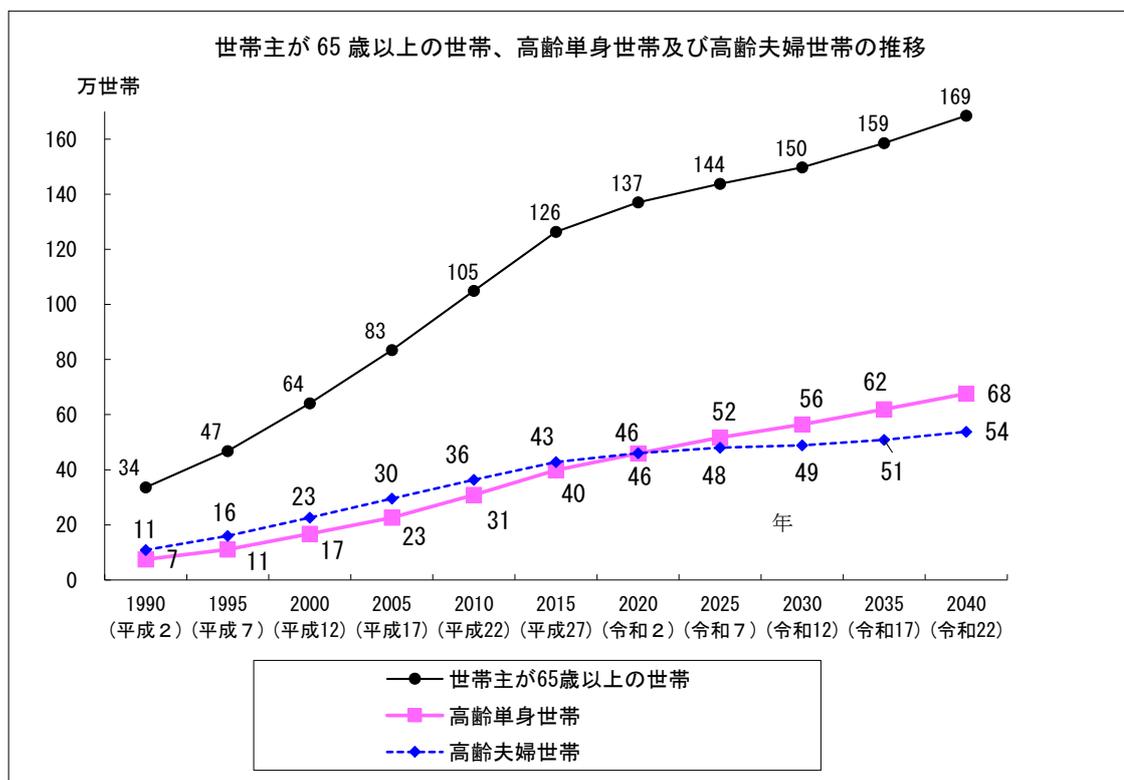
家族類型別にみると、単独世帯が増加傾向にある一方で、夫婦と子からなる世帯は減少傾向が続くと予測されています。



注 2020（令和2）年までは国勢調査により、2025（令和7）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による。

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、とりわけ高齢単身世帯数は、2040（令和22）年には、2020（令和2）年の約1.5倍となるものと予測されます。

この増加傾向は、他の高齢者世帯（世帯主が65歳以上の世帯：約1.2倍、高齢夫婦世帯：約1.2倍）よりも大幅なものであり、今後、高齢者世帯の単身世帯化が進んでいくものと予測されます。



注1 2020(令和2)年までは、国勢調査による。

2 2025(令和7)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。

3 「世帯主が65歳以上の世帯」には「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」を含む。

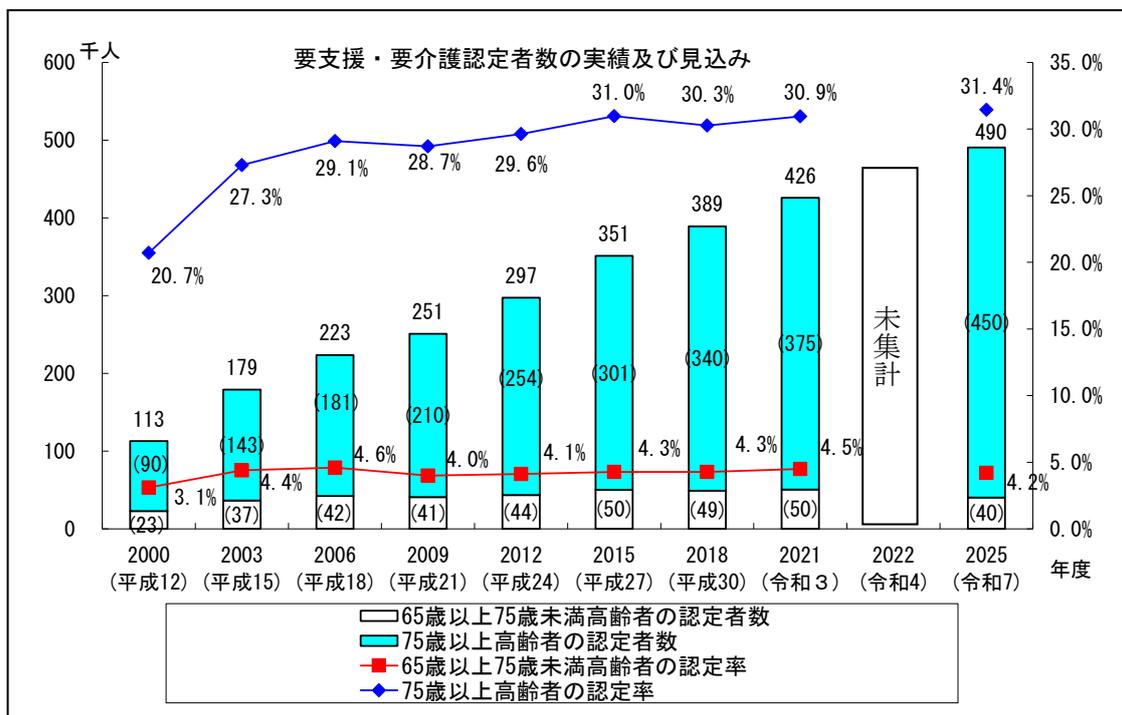
2020(令和2)年から 2040(令和22)年の伸び	
世帯主が65歳以上の世帯数	約1.2倍
高齢単身世帯数	約1.5倍
高齢夫婦世帯数	約1.2倍

## 2 高齢者の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の増加 ※2022年度の数値が集計でき次第、更新予定。

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、2021（令和3）年度における認定者数（約42万6千人）は、介護保険制度が導入された2000（平成12）年度（約11万3千人）の約3.8倍に増加しています。今後、75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴い、さらに増加することが予測されます。

一方、要支援・要介護認定率を見ると、ここ数年、65～74歳で約4%、75歳以上は31%前後で推移しており、このことから、65～74歳のうち9割以上、75歳以上のうち約7割の方は要支援・要介護認定を受けていない状況にあり、元気な高齢者が多くいると推測されます。

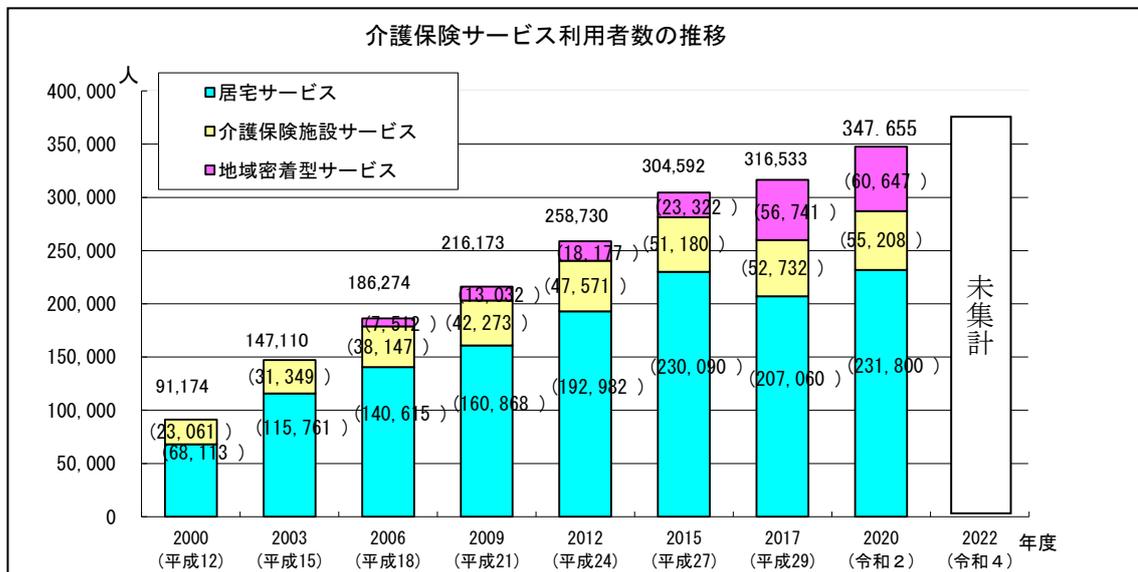


注1 2022（令和4）年度までは、介護保険事業状況報告による。（各年度9月末現在）

注2 2025（令和7）年度は、市町村による推計の合計。今後変動することがある。

**(2) 介護保険サービス利用者数の増加** ※2022年度の数値が集計でき次第、更新予定。

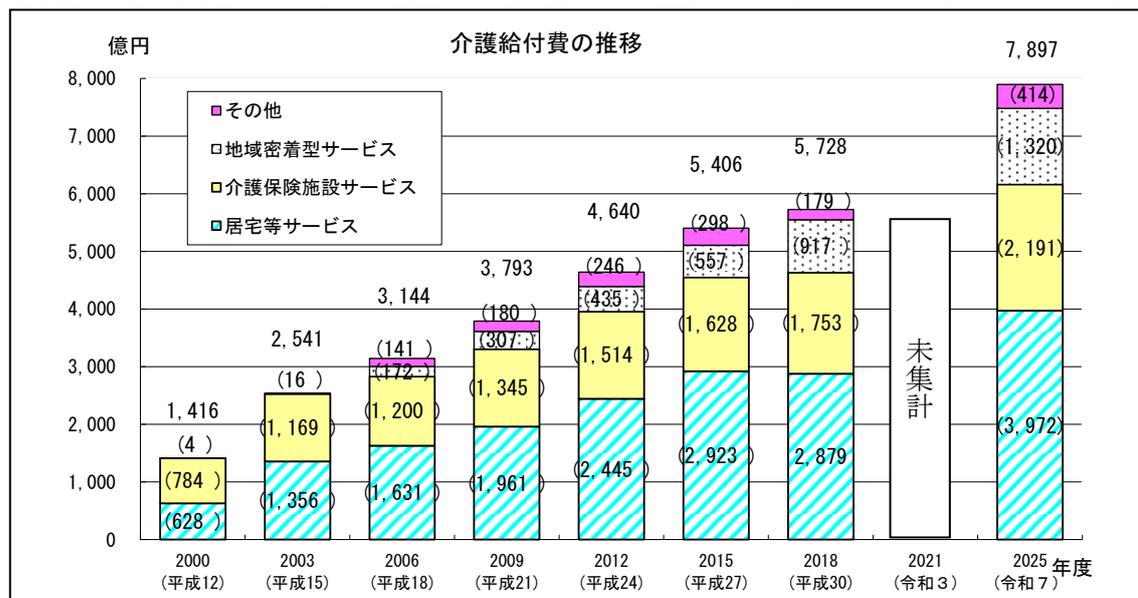
要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加傾向にあります。2022（令和4）年度の介護保険サービス利用者数は、2000（平成12）年度比で約〇.〇倍に増加しており、今後も要支援・要介護認定者数の増加に伴い、引き続き増加していくことが見込まれます。



- 注1 介護保険事業状況報告による。（各年度9月の利用者数）  
 2 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。  
 3 介護保険施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の計。

**(3) 介護給付費の増加** ※2021年度末の数値が集計でき次第、更新予定。

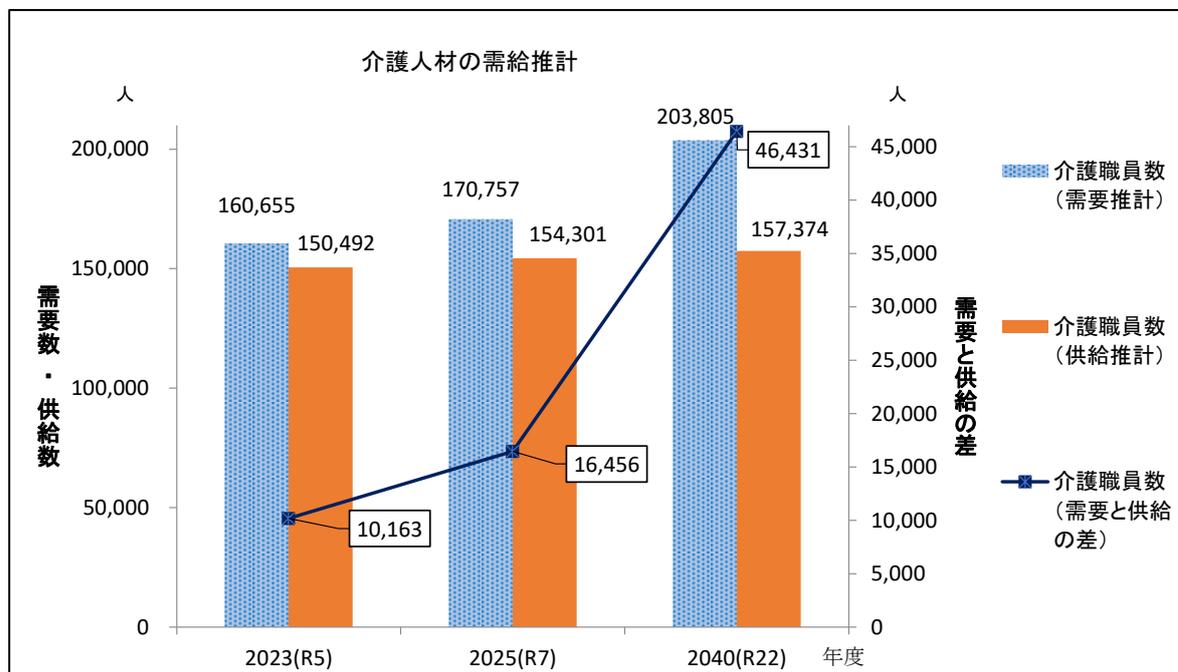
介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加傾向にあります。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、2025（令和7）年度には2000（平成12）年度より6,481億円の増（約5.6倍）に達することが見込まれます。



- 注1 2021（令和3）年度までは、介護保険事業状況報告（年報）による。  
 （2000（平成12）年度は、2000（平成12）年4月から2001（平成13）年2月までの11か月分）  
 2 居宅介護サービスには、地域密着型サービス及び介護予防サービスを含む。  
 3 「その他」は、高額（医療合算）介護サービス費及び補足給付（食費・居住費）。

#### (4) 介護人材の需給推計（介護人材の不足）

本県では、今後、高齢者が急増する中で、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年度には16,000人以上の介護職員が不足し、2040（令和22）年度には約46,000人の介護職員が不足することが予測されます。



注 厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（2021（令和3）年7月9日）による。

## (5) 平均寿命と健康寿命

本県の健康寿命は、男性は全国に比べ長く、女性は全国に比べ短い状況です。平均寿命と健康寿命の差＝日常生活に制限のある期間は、男女とも全国に比べて長い状況です。

また、健康寿命の参考値としている「自分が健康であると自覚している期間の平均」は、本県は男女ともに全国よりも長くなっています。

平均寿命と健康寿命

(単位：歳)

		男性				女性			
		2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年
神奈川県	平均寿命	80.36	80.89	81.64	82.07	86.74	87.09	87.46	87.88
	健康寿命	70.90	71.57	72.30	73.15	74.36	74.75	74.63	74.97
	差	9.46	9.32	9.34	8.92	12.38	12.34	12.83	12.91
全国	平均寿命	79.64	80.20	80.98	81.41	86.39	86.61	87.14	87.44
	健康寿命	70.42	71.19	72.14	72.68	73.62	74.21	74.79	75.38
	差	9.22	9.01	8.84	8.73	12.77	12.40	12.34	12.06

自分が健康であると自覚している期間 (単位：歳)

	男性				女性			
	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2019 (R元)年
神奈川県	70.85	72.25	73.08	73.96	74.12	75.76	75.93	76.52
全国	69.90	71.19	72.31	73.15	73.32	74.72	75.58	76.47
差	0.95	1.06	0.77	0.81	0.80	1.04	0.35	0.05

注1 2010 (H22) 年及び 2013 (H25) 年の数値は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による。

2 2016 (H28) 年の数値は、国民生活基礎調査が熊本地震により熊本県を調査していないため、熊本県が含まれていない。

## (6) 地域包括支援センターの設置状況

地域包括支援センター<sup>(※)</sup>は、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに1か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2022(令和4)年4月1日現在の設置数は371か所となっていますが、これは、県内平均で、センター1か所当たりの65歳以上人口が約6,300人、中学校区ごとの設置目標に対する進捗率が91.8%という状況となっています。

地域包括支援センター設置数の状況

センター設置数 (a)	65歳以上人口 (b)	センター1か所当たりの65歳以上人口 (b)/(a)	(参考)	
			中学校区 (c)	センター設置率 (a)/(c)
371か所	2,337,649人	6,300.9人	404	91.8%

注1 県福祉子どもみらい局調べ。(2022(令和4)年4月1日現在)

2 センター設置数は、ランチ・サブセンターを除く。

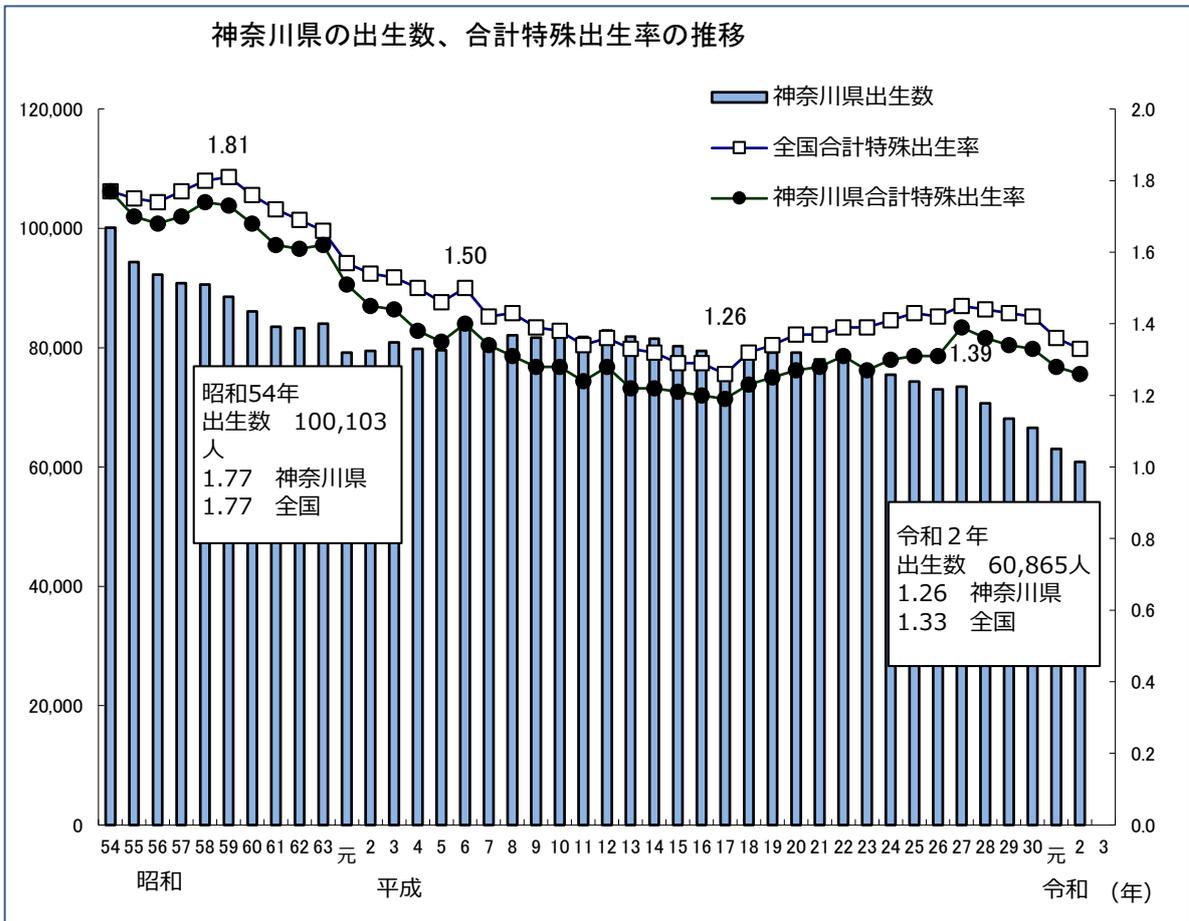
3 65歳以上人口は介護保険事業状況報告(2022(令和4)年3月末)による。

4 中学校区の数は、2022(令和4)年4月1日現在。(分校を除く)

### 3 子どもを取り巻く状況

#### (1) 本県の出生数の減少 ※2021年の結果が公表され次第、更新予定。

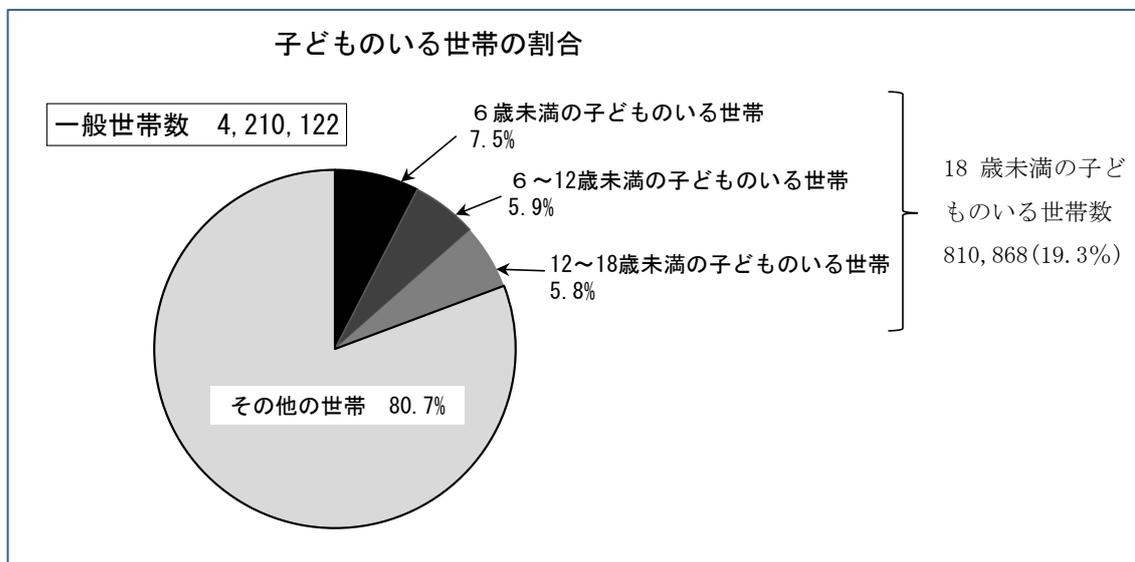
本県の出生数は、1979（昭和54）年に10万人でしたが、非婚化や晩婚化等により徐々に減少し、2020（令和2）年には約6万人に減少しています。また、2020（令和2）年は、1人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、1.26となり、依然として全国の合計特殊出生率よりも低い状況が続いています。



<参考>令和3年  
 (確定値ではなく、概数)  
 出生数 58,836人  
 1.22 神奈川県  
 1.30 全国

## (2) 子どものいる世帯の割合

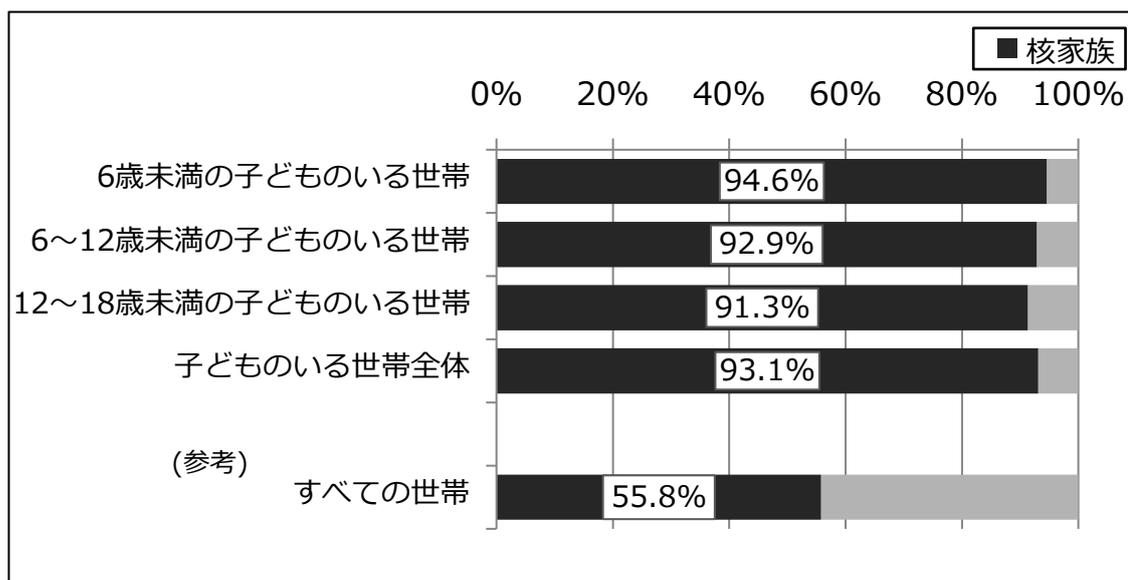
2020（令和2）年の国勢調査によると、本県の一般世帯数は約421万世帯で、うち6歳未満の子どものいる世帯は約31万7千世帯（7.5%）、6～12歳未満の子どものいる世帯は約24万9千世帯（5.9%）、12～18歳未満の子どものいる世帯は約24万5千世帯（5.8%）となっており、18歳未満の子どものいる世帯は一般世帯の約19%となっています。



注 2020（令和2）年国勢調査による。

## (3) 核家族の割合

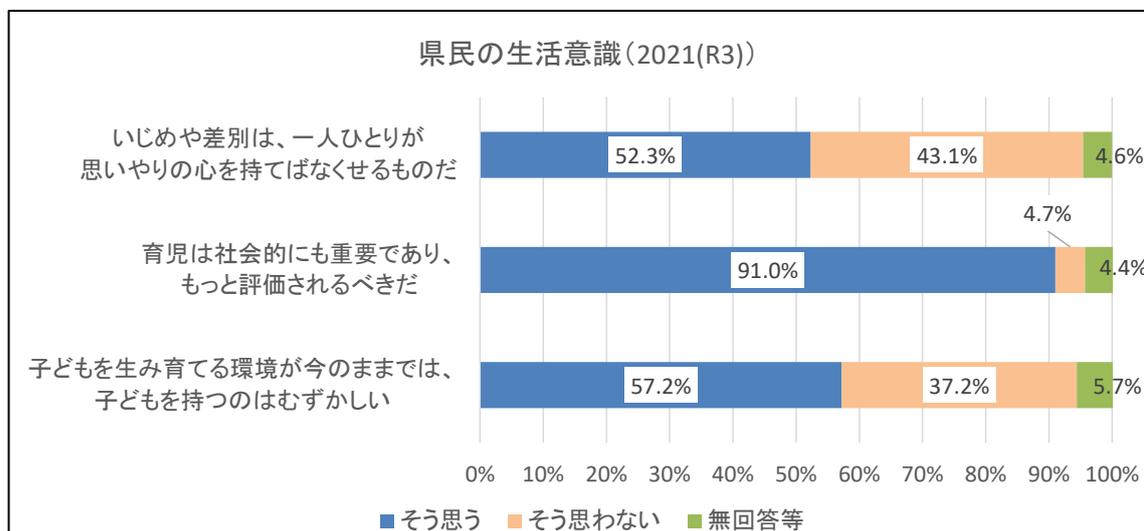
2020（令和2）年の国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯のうち核家族の割合は94.6%、6歳から12歳未満の子どものいる世帯では92.9%、12歳から18歳未満の子どものいる世帯では91.3%と、子どものいる世帯の核家族の割合（93.1%）は、一般世帯の核家族の割合（55.8%）より高くなっています。



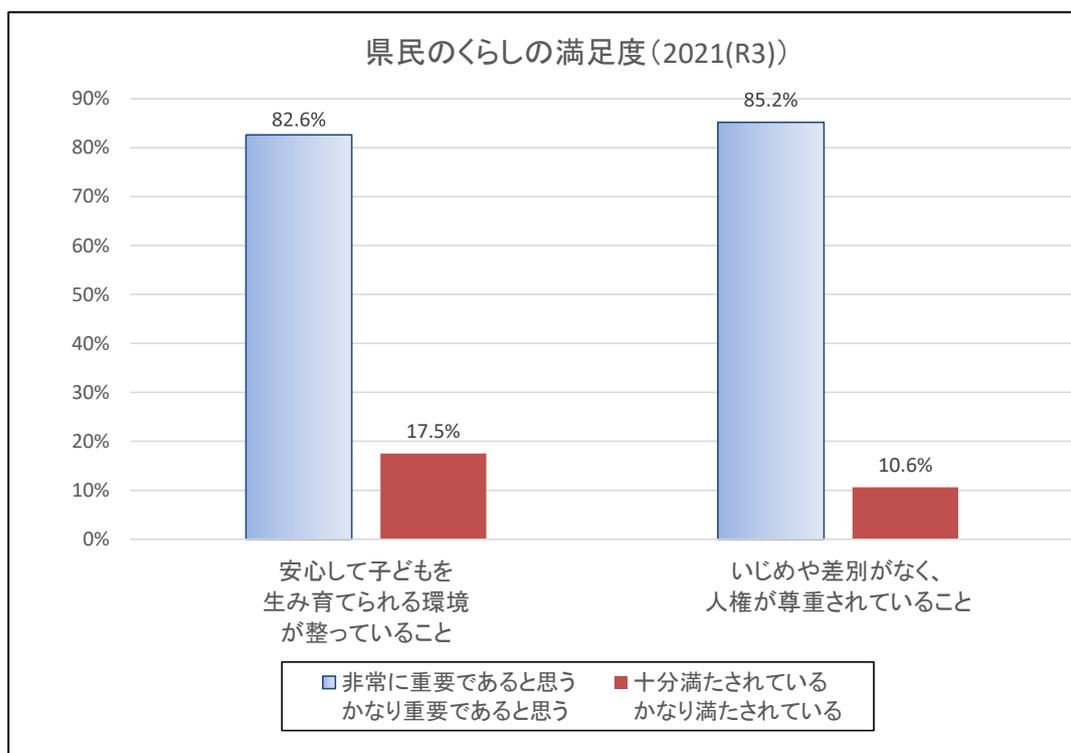
注 2020（令和2）年国勢調査による。

#### (4) 子育てをめぐる県民の意識（子育て環境への不満）

2021（令和3）年県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が9割を超えています。また、「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」を重要だと答えた県民が82.6%に対し、満たされていると感じている県民は17.5%となっています。



注 2021（令和3）年県民ニーズ調査による。



注 2021（令和3）年県民ニーズ調査による。

## (5) ひとり親家庭の状況

本県のひとり親世帯は、2010（平成22）年の50,959世帯から、2015（平成27）年に49,720世帯に減少し、2020（令和2）年には43,238世帯に減少しています。また、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向となっています。

### ひとり親世帯の推移

区 分	2010(平成22)年調査		2015(平成27)年調査		2020(令和2)年調査	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
一般世帯	51,842,307	3,830,111	53,331,797	3,965,190	55,704,949	4,210,122
ひとり親世帯	844,661 (1.6%)	50,959 (1.3%)	838,727 (1.6%)	49,720 (1.3%)	721,290 (1.3%)	43,238 (1.0%)
母子世帯	755,972 (1.5%)	44,412 (1.2%)	754,724 (1.4%)	44,040 (1.1%)	646,809 (1.2%)	38,079 (0.9%)
父子世帯	88,689 (0.2%)	6,547 (0.2%)	84,003 (0.2%)	5,680 (0.1%)	74,481 (0.1%)	5,159 (0.1%)

注 国勢調査による。

## (6) 母子世帯の低所得【全国】 ※2021年調査の結果が公表され次第、更新予定。

2015（平成24）年の一世帯当たりの平均総所得は、児童のいる世帯で707.6万円、母子世帯で270.1万円となっており、2018（平成30）年は児童のいる世帯で745.9万円、母子世帯で306.0万円といずれも増加しているものの、依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得が低い水準となっています。

### 母子世帯の所得の状況（全国）（1世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得		稼働所得		その他所得	
	2015 (H27)年	2018 (H30)年	2015 (H27)年	2018 (H30)年	2015 (H27)年	2018 (H30)年
全世帯	545.4	552.3	403.3	410.3	142.1	142.0
児童のいる世帯	707.6	745.9	646.7	686.8	60.9	59.1
母子世帯	270.1	306.0	213.9	231.1	56.3	74.9

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 その他所得：「公的年金・恩給」「財産所得」「年金以外の社会保障給付金」「仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得」。

3 児童：18歳未満の未婚の者。

4 母子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

## (7) 子どもの貧困率の推移 [全国] (ひとり親世帯の高い貧困率)

厚生労働省の調査によると、2018(平成30)年の日本の子どもの貧困率は13.5%となっており、2015(平成27)年に比べ下がっています。しかし、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的な貧困率が10%程度であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は48.1%と依然高い水準にあります。このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

### 貧困率の状況 (全国)

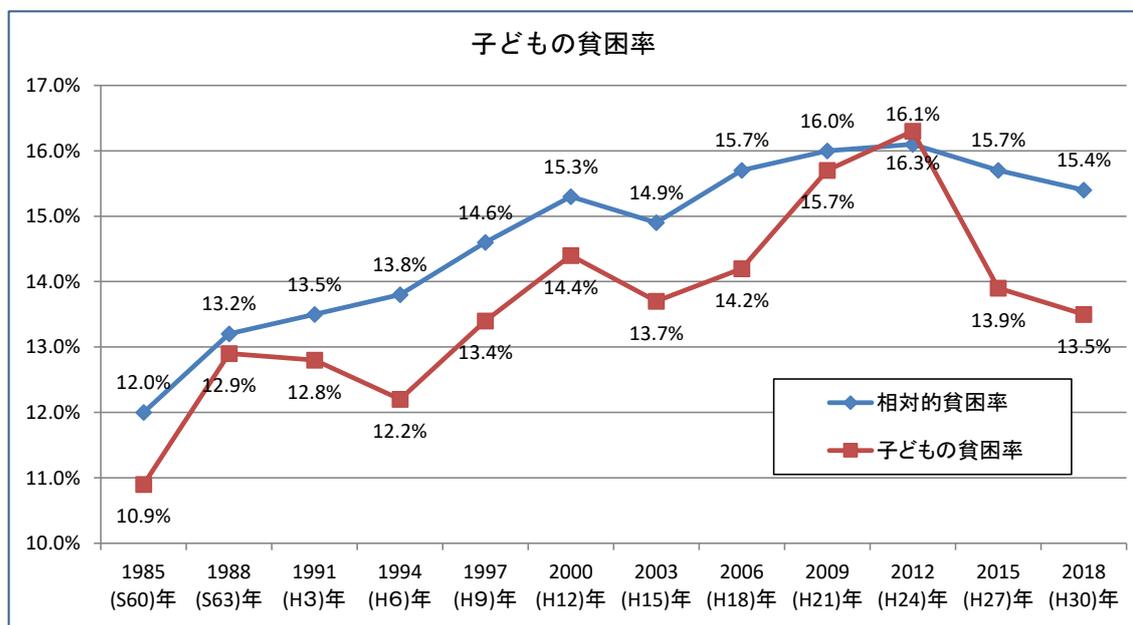
※2021年調査の結果が公表され次第、更新予定。

	1997 (H9)年	2000 (H12)年	2003 (H15)年	2006 (H18)年	2009 (H21)年	2012 (H24)年	2015 (H27)年	2018 (H30)年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.4%	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分

※2021年調査の結果が公表され次第、更新予定。



注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

4 相対的貧困率：貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合

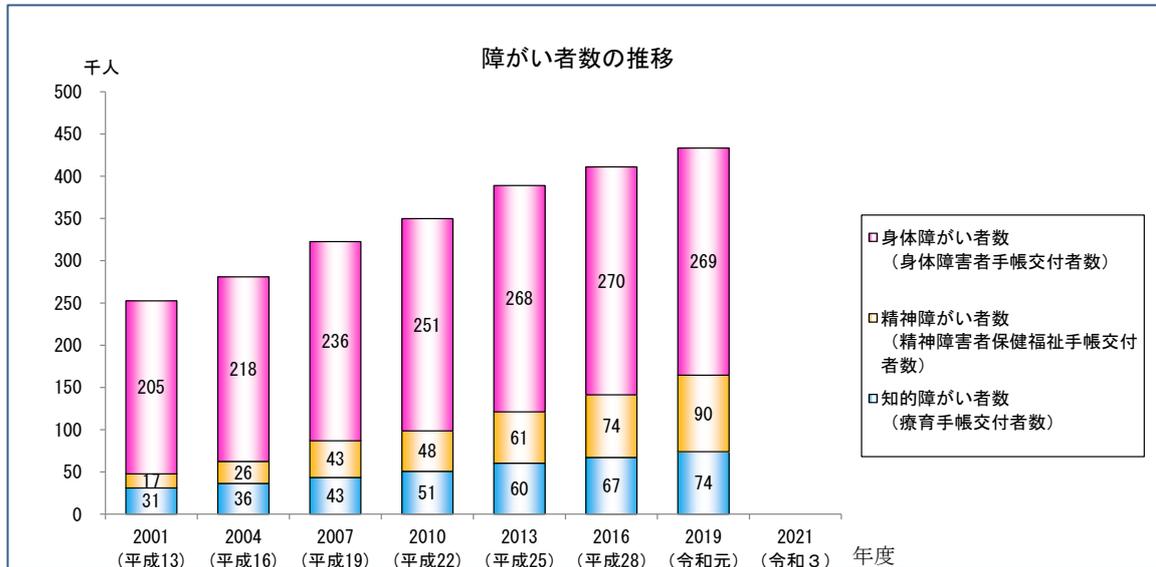
5 子ども：17歳以下の者をいう。

#### 4 障がい者の状況

※2021年の実績が確定次第、更新予定。

##### (1) 障がい者の増加

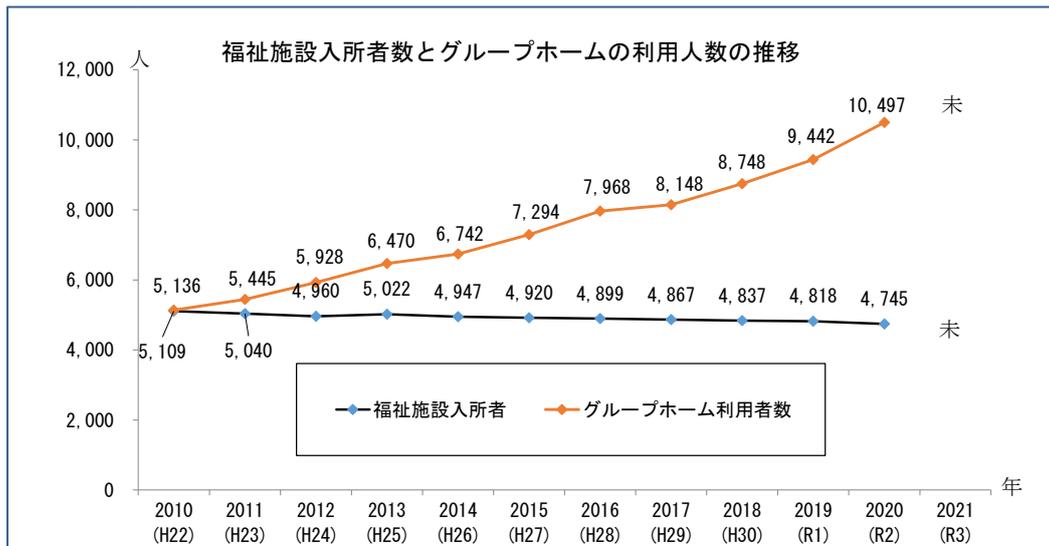
障がい者数は年々増加し、2021（令和3）年度には、身体障がい者が〇〇万人、知的障がい児者が〇万〇千人、精神障がい者が〇万〇千人となっており、県民総数（〇〇万〇千人：2022（令和4）年4月1日現在）に占める割合は約〇.〇%（〇〇万〇千人）となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。(各年度3月末日現在)

##### (2) 障がい者の地域生活移行

障がい者が地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）の利用者数は2010（平成22）年に5,136人で、2021（令和3）年には〇〇〇人と約2倍（2倍以上）に増えています。また、福祉施設入所者数は徐々に減少しています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。

注2 福祉施設入所者数、2010（平成22）～2013（平成25）年までは10月1日時点、2015（平成27）年以降は年度末時点。

注3 グループホームは各年度の利用実績。

注4 福祉施設：障がい者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外したものの。(2011（平成23）年6月30日障害保健福祉関係主管課長会議資料)

## 5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況

### (1) 高齢者虐待の状況 ※2021年度の集計を公表次第、更新予定。

2020(令和2)年度に虐待の事実が認められた件数は961件あり、その大半(909件)が「家族等の養護者による虐待」となっています。

また、虐待の内容をみると、身体的虐待や心理的虐待が多い状況となっています。

さらに、「家族等の養護者による虐待」における虐待者をみると、息子(420人)が最も多く、次いで夫(217人)、娘(186人)の順となっています。

#### 高齢者虐待件数の推移

区 分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養介護施設従事者等による虐待	29件	52件	50件	52件	件
家族等の養護者による虐待	1,082件	878件	871件	909件	件

注 県福祉子どもみらい局調べ。(市町村への相談通報件数のうち、虐待の事実が認められた件数を計上)

#### 高齢者虐待の内容(2020(R2)年度:重複計上)

区 分	養介護施設従事者等による虐待	家族等の養護者による虐待
身体的虐待	55人	653人
心理的虐待	24人	387人
介護等放棄(ネグレクト)	17人	220人
性的虐待	5人	5人
経済的虐待	1人	135人

注 県福祉子どもみらい局調べ。

#### 「家族等の養護者による虐待」における虐待者の状況(2020(R2)年度:重複計上)

虐待者	人数	割合 (注)
息子	420人	42.3%
夫	217人	21.9%
娘	186人	18.7%
妻	66人	6.6%
孫	26人	2.6%
息子の嫁	19人	1.9%
兄弟姉妹	13人	1.3%
娘の婿	13人	1.3%
その他	33人	3.3%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合:人数/市町村からの虐待報告件数)

**(2) 障がい者虐待の状況** ※2021年度の集計を公表次第、更新予定。

2020（令和2）年度に虐待の事実が認められた件数は144件あり、その大半（80件）が「養護者による虐待」となっています。また、虐待の内容をみると、身体的虐待が最も多く（99件）、次いで心理的虐待（41件）、経済的虐待（29件）、放置・放任（ネグレクト）（13件）、性的虐待（10件）の順となっています。

**障がい者虐待件数の推移**

区 分	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
養護者による虐待	93件	100件	97件	80件	件
障害者福祉施設従事者等による虐待	32件	25件	32件	44件	件
使用者による虐待	16件	21件	16件	20件	件

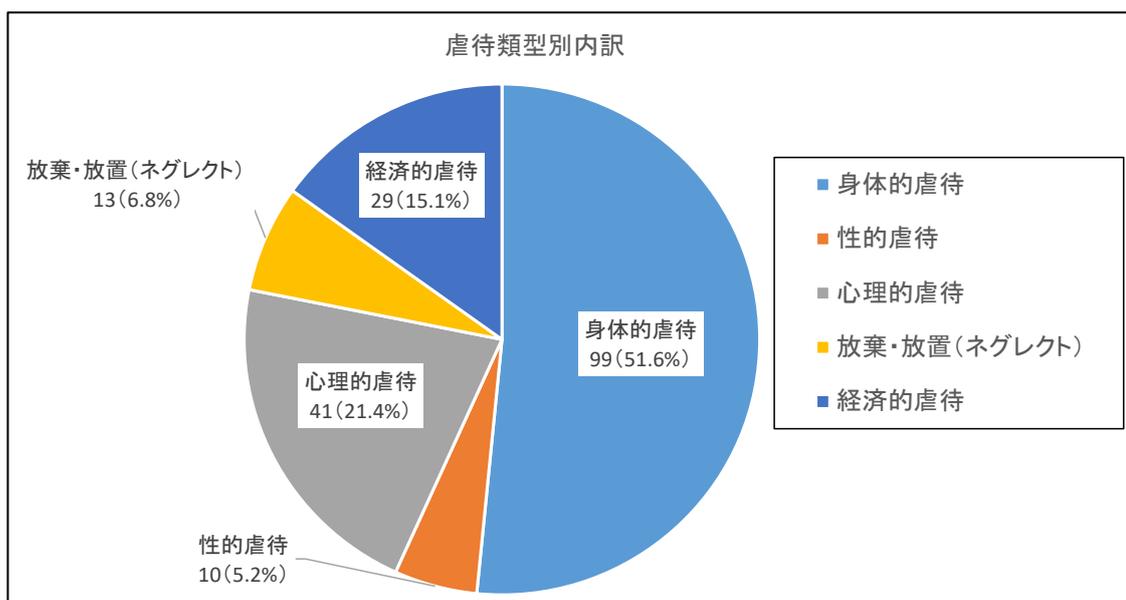
注1 県福祉子どもみらい局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上。

**障がい者虐待の内容（2020（R2）年度：重複計上）**

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	件数	割合(注)	件数	割合(注)	件数	割合(注)
身体的虐待	60件	56.1%	38件	59.4%	1件	4.8%
性的虐待	3件	2.8%	7件	10.9%	0件	0.0%
心理的虐待	27件	25.2%	13件	20.3%	1件	4.8%
放置・放任(ネグレクト)	10件	9.3%	3件	4.7%	0件	0.0%
経済的虐待	7件	6.5%	3件	4.7%	19件	90.5%

注 県福祉子どもみらい局調べ。(割合：件数/虐待件数)



### (3) 児童虐待相談の状況（児童虐待相談件数の増加）

※2021年度の集計を公表次第、更新予定。

2021（令和3）年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は〇〇件で、年々増加して（おり、過去最多となって）います。

#### 児童虐待相談対応件数の推移

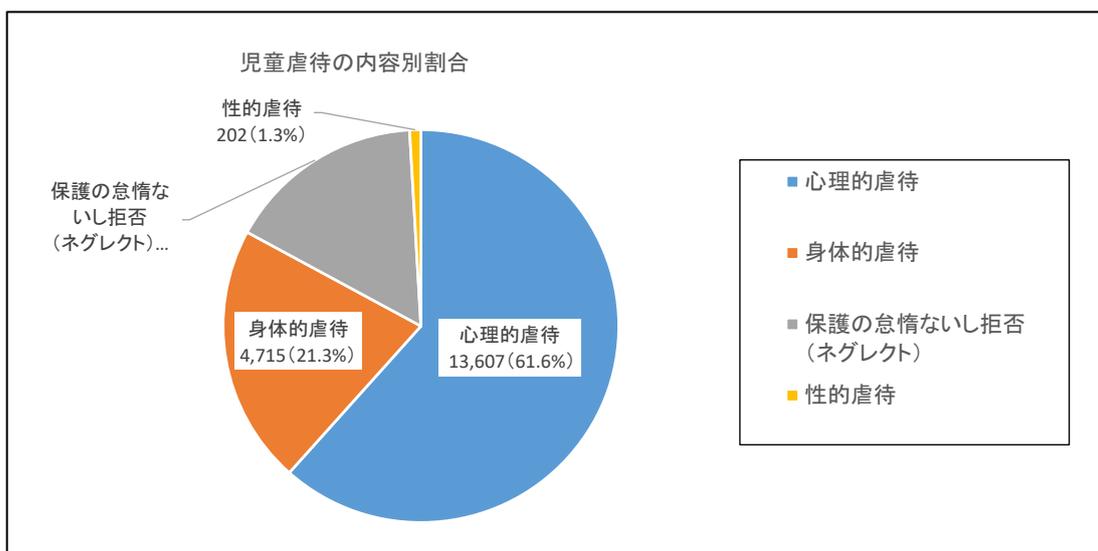
	2017(H29) 年度	2018(H30) 年度	2019(R元) 年度	2020(R2) 年度	2021(R3) 年度
虐待相談対応件数	13,928件	17,272件	20,449件	22,093件	未集計

注 県福祉子どもみらい局調べ。

#### 児童虐待の内容（2020（R2）年度）

区 分	件数	割合（注）
心理的虐待	13,607	61.6%
身体的虐待	4,715	21.3%
保護の怠惰ないし拒否 （ネグレクト）	3,569	16.2%
性的虐待	202	0.9%

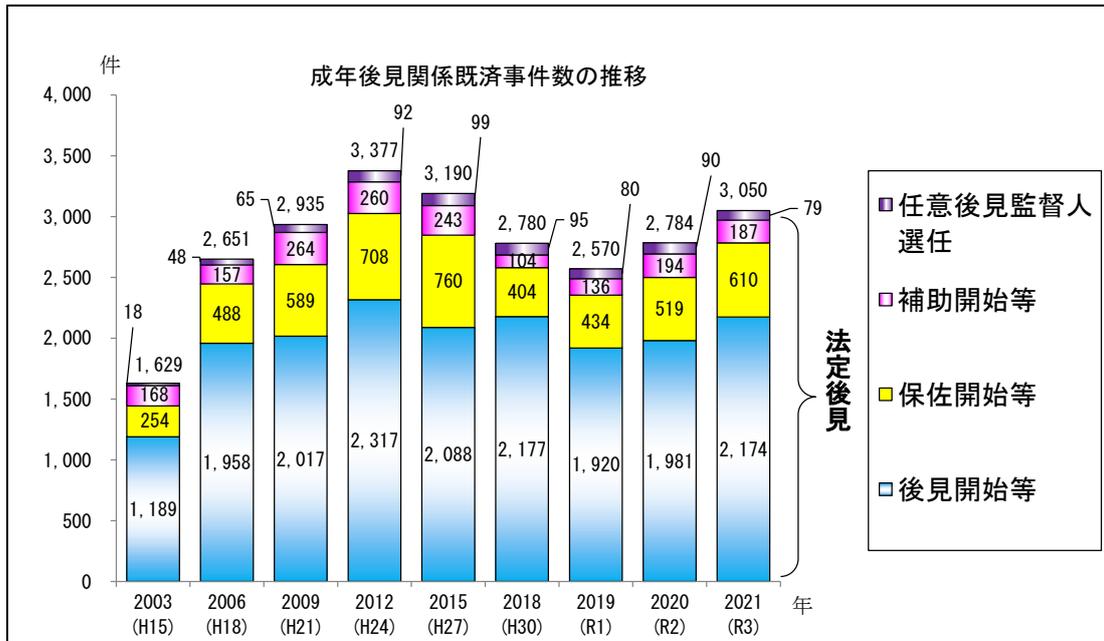
注 県福祉子どもみらい局調べ。（割合：件数／相談対応件数）



#### (4) 成年後見制度利用状況の推移

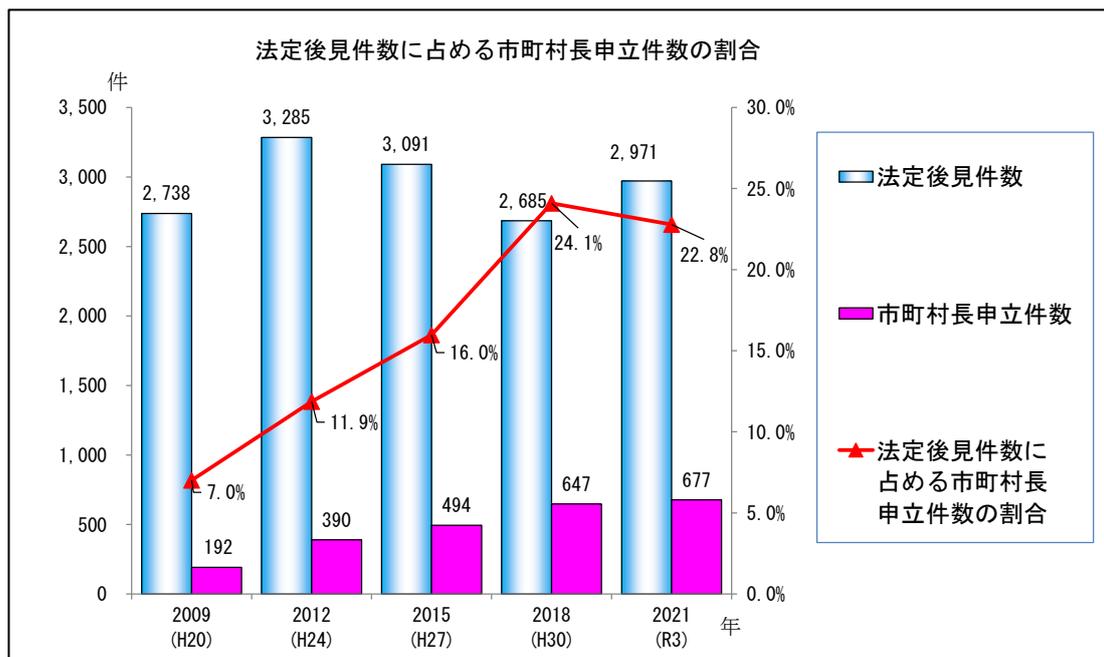
2000（平成12）年4月の成年後見制度<sup>(※)</sup>導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向の後に減少傾向に転じましたが、近年は増加傾向となっており、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りがなく、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」件数についても増加しています。



注1 横浜家庭裁判所調べ。(暦年集計)

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。



注1 横浜家庭裁判所調べ。(暦年集計)

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。

## 6 生活困窮者等の状況

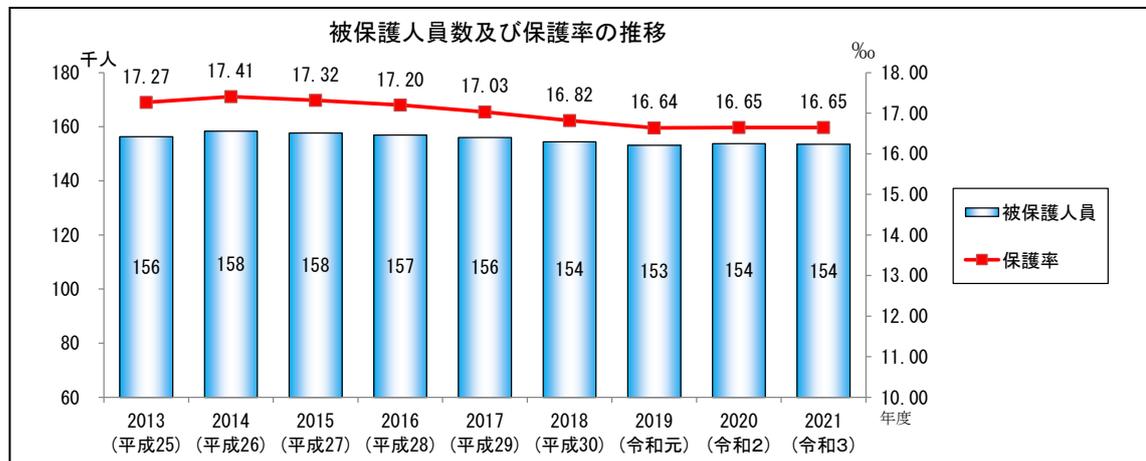
### (1) 生活保護受給者数の推移（高齢者の被保護世帯の増加）

被保護世帯数は増加傾向にあり、2021（令和3）年度の被保護世帯数（12万2千世帯）は2013（平成25）年度の約1.07倍に増加しています。とりわけ、高齢者世帯（6万4千世帯）は、被保護世帯数の半数を占めています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在。総数には、保護停止中の世帯数を含まない。）

保護率は数年間横ばいであり、保護の種類別扶助人員数の推移をみると、高齢者世帯の増加とあいまって、介護扶助の増加率が高い状況となっています。



注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度3月現在）

注2 保護率：県民総数千人当たりの被保護人員数（%：パーミル）

保護の種類別扶助人員数（重複計上）

区 分	2016(H28)年度 (a)	2021(R3)年度 (b)	増加率(b/a)
生活扶助	141,224人	135,836人	96.2%
医療扶助	136,529人	132,176人	96.8%
住宅扶助	142,265人	138,732人	97.5%
介護扶助	24,197人	29,829人	123.3%
その他の扶助	17,325人	12,453人	71.9%

注1 県福祉子どもみらい局調べ。(各年度3月現在。人員数は重複計上)

2 「その他の扶助」は、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の合計。

(2) 生活困窮者自立支援制度における支援状況

※2021年調査の結果が公表され次第、更新予定。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年の新規相談受付件数及びプラン作成件数は県内、全国ともに急増しています。

また、2020年（令和2）年の就労者数は県内、全国ともに減少しています。

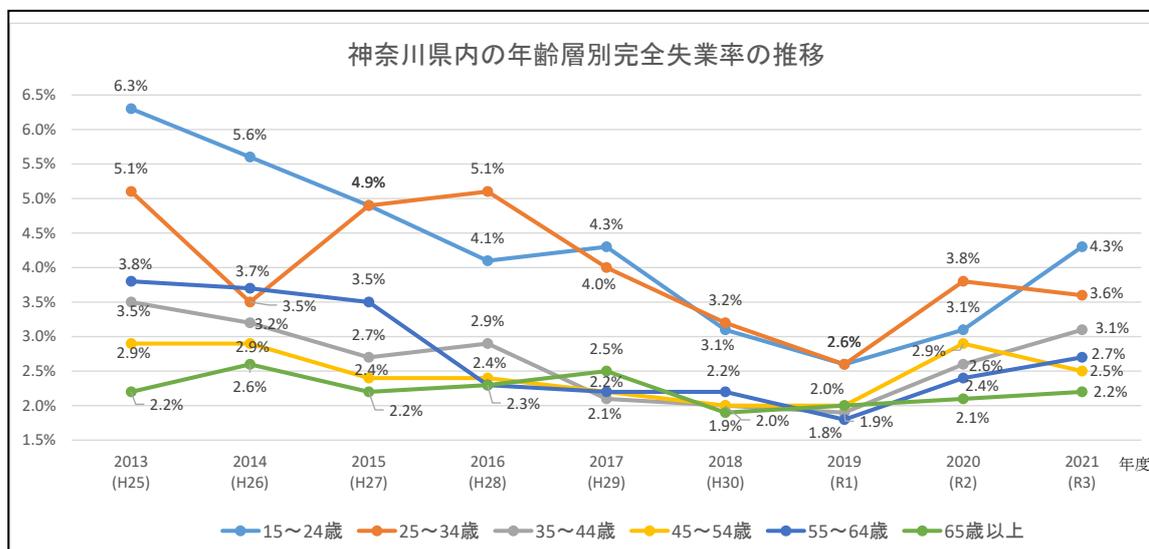
生活困窮者自立支援制度における支援状況

年度	新規相談受付件数（件）			プラン作成件数（件）			就労者数（人）		
	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
県内	17,198	57,811	未 公 表	6,288	20,032	未 公 表	2,022	1,449	未 公 表
前年度比 増減	1,540	40,613		475	13,744		210	-573	
全国	248,398	786,163		79,429	139,060		25,212	20,659	
前年度比 増減	10,733	537,765	2,164	59,631	211	-4,553			

注 厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計」による。

### (3) 県内の完全失業率

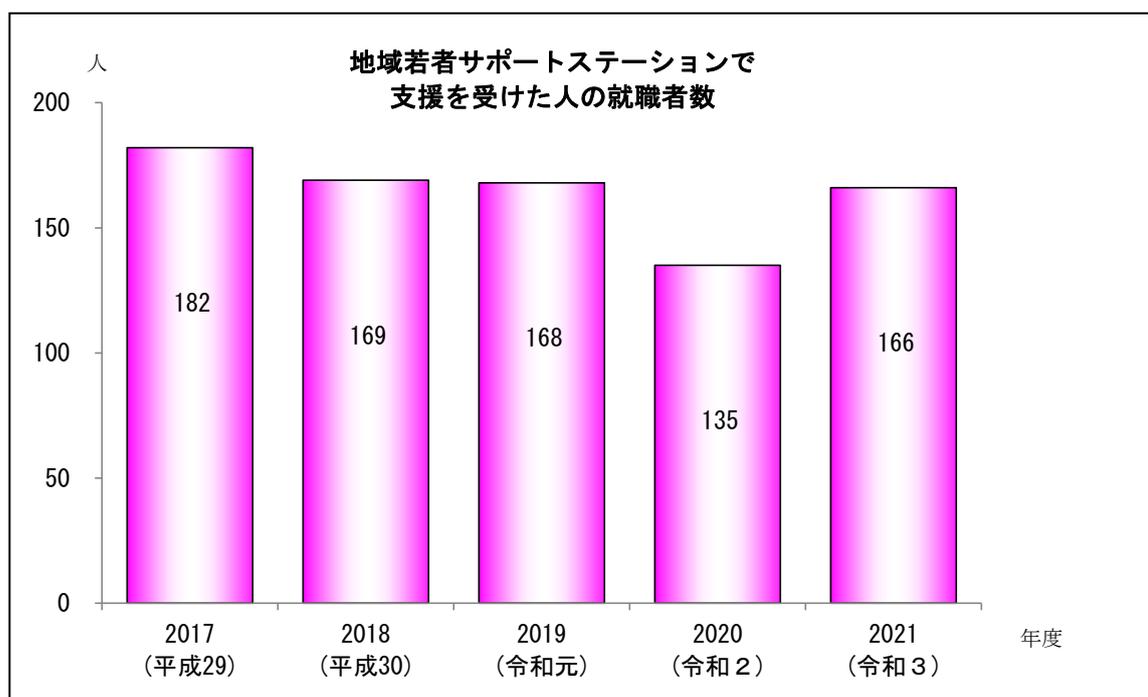
2021（令和3）年度の県内の完全失業率は3.0%であり、年齢層別にみると、15～24歳が4.3%と最も高く、次いで25～34歳が3.6%となっており、他の年齢層に比べて高くなっています。



注 県統計センター「神奈川県労働力調査結果報告」による。

### (4) 県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就労者数

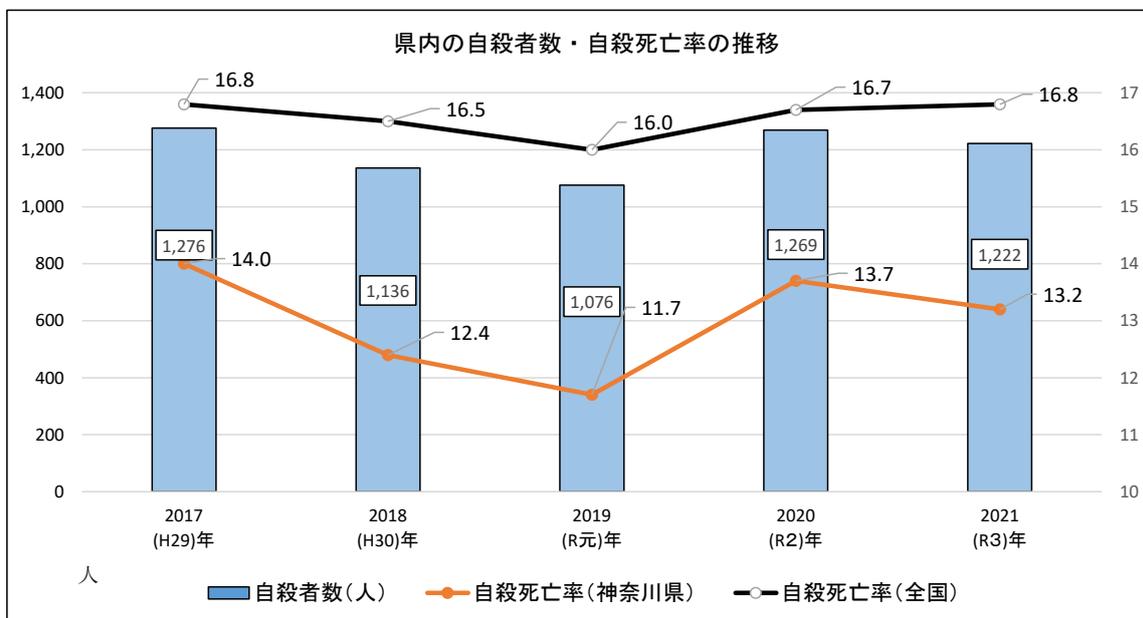
若者の職業的自立を目的に設置する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数は、2017（平成29）年度は182人でしたが、2020（令和2）年度は135人、2021（令和3）年度は166人となっています。



注 県福祉子どもみらい局調べ。

## (5) 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移

県内で自殺により亡くなった人数は、2019（令和元）年まで2年連続で減少していましたが、2020（令和2）年は全国と同様に増加に転じており、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえます。人口10万人当たりの自殺死亡率は、2019（令和元）年に11.7、2020（令和2）年に13.7と全国で一番低くなっており、2021（令和3）年も13.2と石川県と並んで一番低くなっています。

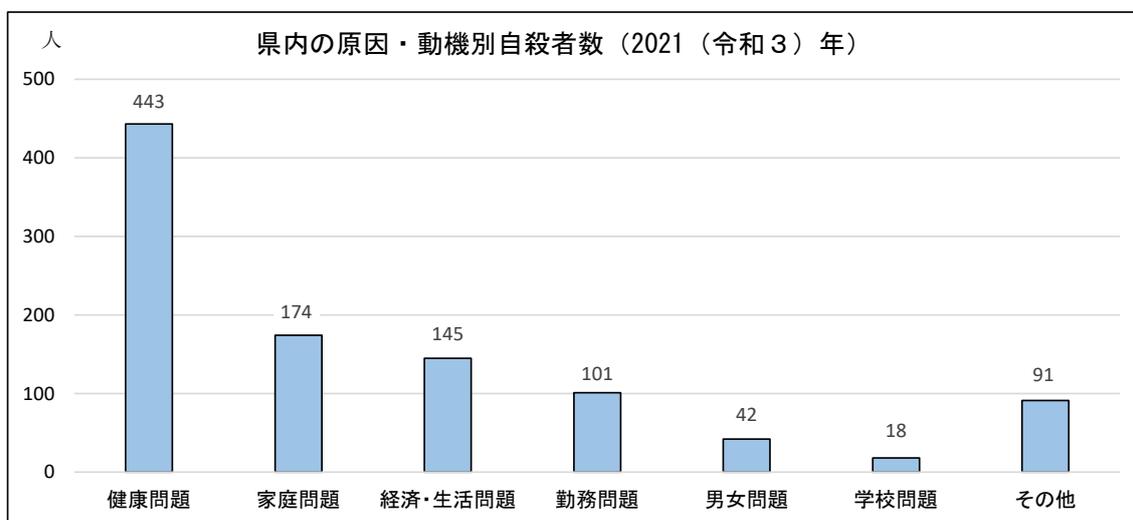


注1 警察庁自殺統計による。

注2 自殺死亡率：人口10万対の率で、人口は、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づく。

また、原因・動機別にみると、健康問題（身体やこころの病気についての悩み）が最も多く、家庭問題、経済・生活問題（生活苦・失業など）、勤務問題と続いています。

自殺に至る原因・動機については、不詳も多くあり、また、動機は一つではなく、様々な要因が複合的に絡み合っていることが多いと言われています。



注1 警察庁自殺統計による。

注2 原因・動機は3つ以内の複数計上可能であり、合計は自殺者数（実数）とは一致しない。

## 7 地域における支え合いの状況

### (1) 民生委員・児童委員の状況（民生委員・児童委員の欠員数の増加と高齢化）

2022（令和4）年4月1日現在の民生委員・児童委員の状況をみると、定数12,137人に対して現員数11,372人と、充足率は93.7%となっています。また、平均年齢は68.2歳となっており、高齢化が進んでいます。

時 点	定数(a)	現員数(b)	欠員数	充足率((b)/(a))	平均年齢
2022(R4)年度	12,137人	11,372人	765人	93.7%	68.2歳
2019(R元)年度	12,038人	11,498人	540人	95.5%	67.1歳
2016(H28)年度	11,830人	11,389人	441人	96.3%	65.8歳

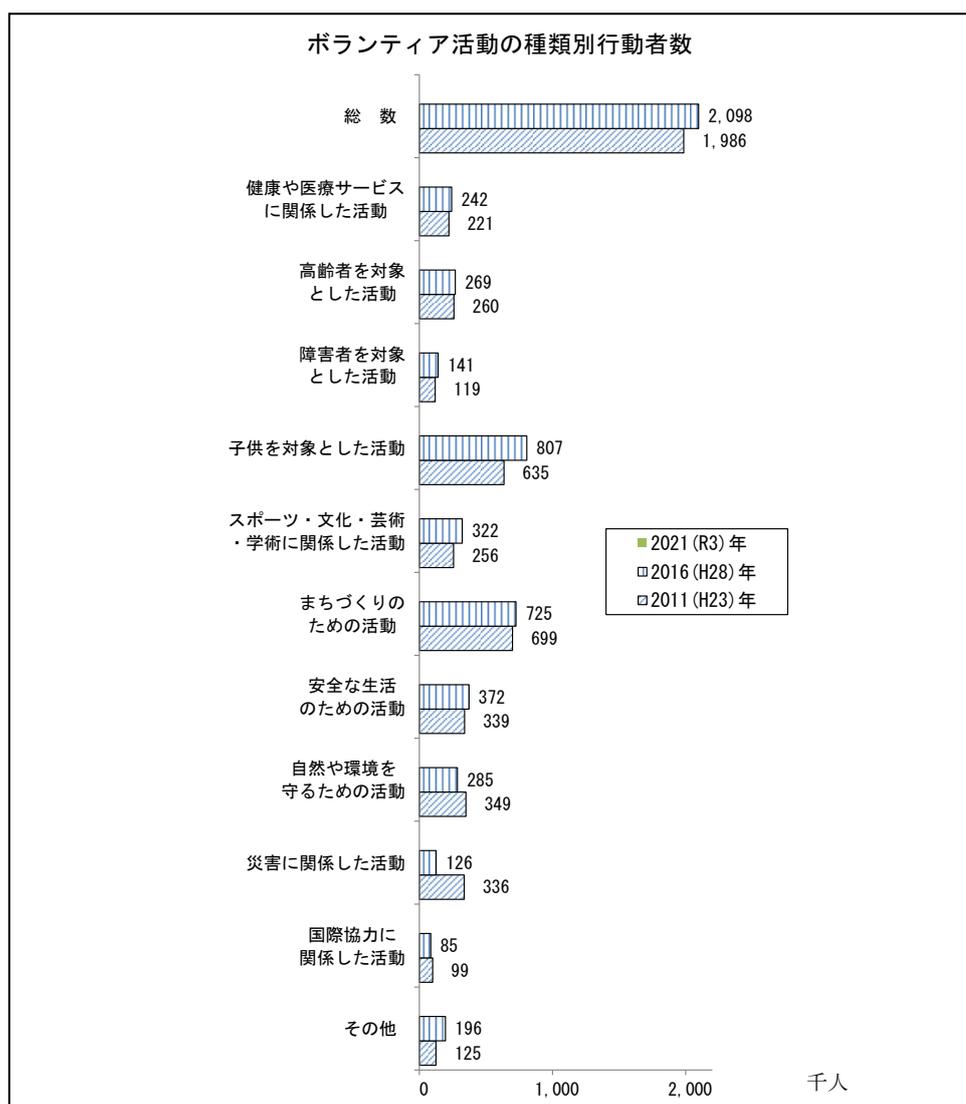
注1 県福祉子どもみらい局調べ。（各年度4月1日現在。）

2 平均年齢は、指定都市・中核市を除く。

### (2) ボランティア活動の状況（ボランティア活動人数の増加）

※2021年調査の結果が公表され次第、更新予定。

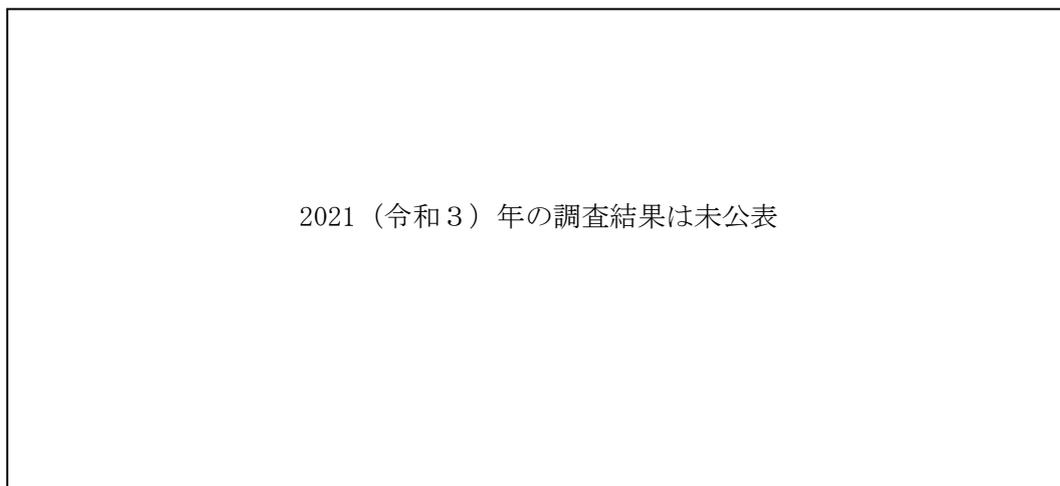
「令和3年社会生活基本調査」によると、1年間に「ボランティア活動」を行った人は〇〇〇万〇千人となっており、5年前より〇万〇千人〇〇しています。



注 総務省「社会生活基本調査」による。

男女別にみると、行動者率は男性が〇〇%、女性が〇〇%となっています。  
また、年齢別にみると、男性は〇～〇歳の割合が、女性は〇～〇歳の割合が大きくなっています。

さらに、ボランティア活動の内容をみると、「〇〇〇〇〇〇活動」が他の内容に比べ増加傾向にあります。



- 注1 総務省「令和3年社会生活基本調査」による。  
2 行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合。

### (3) NPO法人の活動状況

NPO法人の認証件数は、2021（令和3）年度末現在1,486件となっています。  
また、認証法人の活動分野をみると、「保健・医療・福祉」分野が最も多く、次いで「子どもの健全育成」、「社会教育」の順となっています。

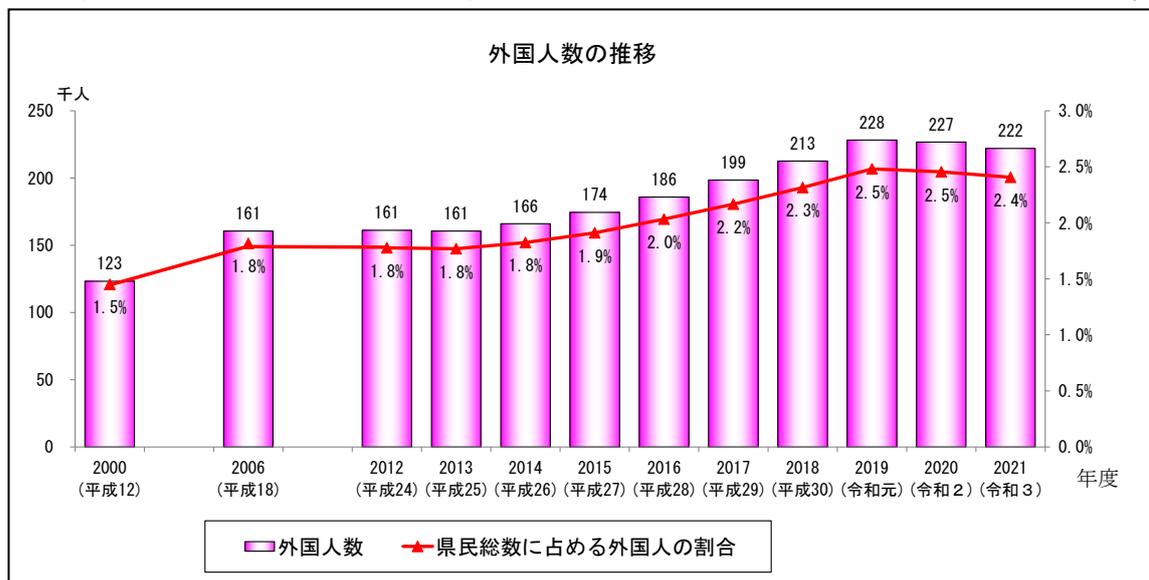
#### 認証法人の活動分野（上位5位、複数該当）

順位	分野	件数
1位	保健・医療・福祉	820件
2位	子どもの健全育成	610件
3位	社会教育	512件
4位	連絡・助言・援助	499件
5位	学術・文化・芸術・スポーツ	420件

- 注1 県政策局調べ。（2021（R3）年度末現在）  
2 指定都市を除く。

## 8 外国人数の状況

県内の外国人数は、2014（平成26）年度以降、2019（令和元）年度まで増加が続きましたが、2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度は減少に転じています。また、県民総数に占める割合は、2021（令和3）年度で2.4%となっています。



- 注1 県国際文化観光局調べ。(2012(平成24)年度までは12月31日現在、2013(平成25)年度以降は1月1日現在)  
 2 県民総数は、県政策局調べ。(各年度1月1日現在)

外国人数を国籍(出身地)別にみると、中国籍とベトナム籍の増加が著しく、2021(令和3)年度と2000(平成12)年度を比較すると、中国籍が2.5倍、ベトナム籍が9.2倍増加しています。

### 外国人数上位5国籍(出身地)の推移

順位	2000(平成12)年度		2021(令和3)年度	
	国・地域	外国人数(構成比)	国・地域	外国人数(構成比)
1位	韓国・朝鮮	33,453人(27.2%)	中国	68,445人(30.8%)
2位	中国	27,389人(22.2%)	ベトナム	26,478人(11.9%)
3位	ブラジル	12,565人(10.2%)	韓国	26,225人(11.8%)
4位	フィリピン	12,040人(9.8%)	フィリピン	22,960人(10.3%)
5位	ペルー	6,920人(5.6%)	ブラジル	8,410人(3.8%)

注 県国際文化観光局調べ。(2000(平成12)年度は12月31日現在、2021(令和3)年度は1月1日現在)

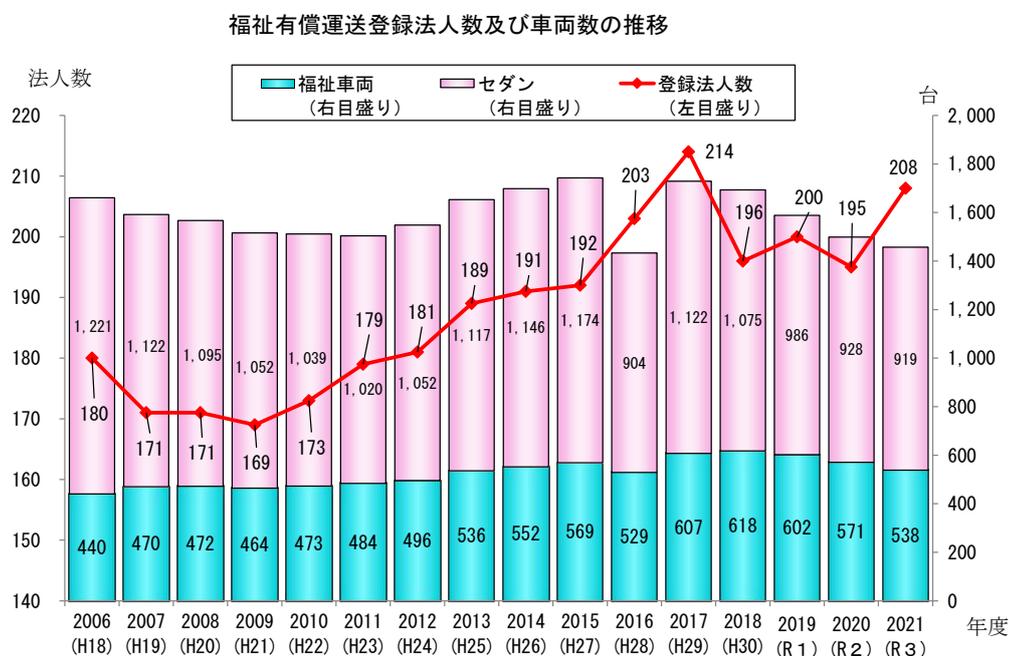
## 9 バリアフリーの街づくり

### (1) バリアフリーの街づくりに係る状況

県民ニーズ調査において、県民の生活意識について調査したところ、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できる、人にやさしいまちになっている」との問いに対し、「そう思わない」と回答した割合は、2016（平成28）年度は70.2%、2021（令和3）年度は68.2%となっています。

### (2) 福祉有償運送の実施状況（福祉有償運送実施団体の増加）

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障がい者等を対象として、NPO法人等が、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送の登録法人数は、2017（平成29）年度まで増加傾向にありましたが、2018（平成30）年度に減少に転じ、以降は横ばいで推移しています。



注1 関東運輸局神奈川運輸支局調べ。（2007（H19）年度までは1月末日現在、それ以降は3月末日現在。）

2 2006（H18）年施行の改正道路運送法により、福祉有償運送制度は許可制から登録制となり、それまで事業所ごとに許可を得ていた法人が法人単位で登録を可能とする等の変更があった。

## 10 災害対策

### (1) 避難行動要支援者名簿の策定の状況（県内市町村）

避難行動要支援者名簿<sup>(※)</sup>については、2022（令和4）年1月1日現在、県内33市町村中、32市町村で作成しています。

### (2) 災害時通訳ボランティア登録者数の増加

県では、災害時における外国籍県民への通訳ボランティアの登録を行っており、令和3年度時点で231人の登録となっています。

災害時通訳ボランティア登録者数

年度	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
実績	168人	231人	250人	230人	232人	240人	231人

注 県国際文化観光局調べ。

## 11 地域福祉に関わる制度の主な動向

### (1) 介護保険制度

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、2014（平成26）年に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。この改正により、要支援1・2の高齢者に対する訪問介護及び通所介護が予防給付から地域支援事業<sup>(※)</sup>に移され、市町村が地域の実情に応じた取組みができるようになりました。また、市町村は在宅医療・介護連携推進事業<sup>(※)</sup>や生活支援コーディネーター<sup>(※)</sup>の配置に取り組むこととされました。

2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな介護保険施設<sup>(※)</sup>として介護医療院<sup>(※)</sup>が創設されたほか、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなるよう、共生型サービスが位置付けられました。また、自立支援・重度化防止に向けて、市町村の保険者機能の強化が求められるようになりました。

2020（令和2）年の改正では、介護人材の不足への対応として、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組みが強化されたほか、利用者の収入に応じた負担額の上限が引き上げられるなど、制度の安定性・持続可能性を確保する対策が講じられています。

### (2) 障がい福祉制度

2006（平成18）年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障がいに基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、2011（平成23）年の障害者基本法の改正の際、

障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定されました。

この規定を具体化するものとして、障害者差別解消法が2013（平成25）年6月に成立し、その後、2014（平成26）年1月に、障害者権利条約が批准され、2016（平成28）年4月に、障害者差別解消法が施行されました。

また、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の生活を総合的に支援するため、2013（平成25）年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行されました。さらに、法施行後3年が経過し、種々の見直しが行われました。

具体的には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われ、これらを盛り込んだ改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が2018（平成30）年4月に施行されました。

さらに、2022（令和4）年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行され、障がい者による情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通を総合的に推進することとされました。

なお、県では、障がい者の支援に当たって、安全面のみを優先した「支援者目線」の支援から、本人の望みや願いを第一に考える「当事者目線」の支援への大転換を図ることが必要と考えており、意思決定支援などの当事者目線の支援を実践していくこととしています。

### **(3) 子ども・子育て支援制度**

2012（平成24）年に成立した子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及をはじめとする様々な取り組みを行うこととされていますが、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する「地域子育て支援拠点」について、NPOなど多様な主体が参画するとともに、高齢者や学生等との世代間交流や、ボランティア、町会・自治会、子育てサークル等との協働など、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することとしています。

また、2016（平成28）年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明確となり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実などが規定されています。すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められ、身近な市区町村における相談体制や児童相談所の専門性の強化などを図ることとされました。

2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育の利用料が無償化されるなど、子育てを社会全体で支える仕組みづくりが進められているほか、2023（令和5）年には4月には、こども家庭庁が発足するなど、子育て支援の強化や幅広い課題に取り組むための体制整備が進められています。

#### (4) 生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策（いわゆる「第2のセーフティネット」）の強化を図るため、2013（平成25）年、生活困窮者自立支援法が制定され、2015（平成27）年4月から施行されました。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業など、生活困窮者<sup>(※)</sup>の自立を促進するための包括的な取組が行われています。

また、2018（平成30）年の法改正では、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や子どもの学習支援事業の強化などにより、一層の自立の促進を図ることとされました。

#### (5) 社会福祉法関係

##### ○重層的支援体制整備事業の創設

市町村において、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和2年の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月から施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村の任意事業であり、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必須となっています。

##### ○社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉法人連携推進法人制度は、令和2年の社会福祉法改正により、令和4年4月から施行された法人制度です。社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行います。同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となります。具体的には、以下の業務の全部または一部を選択して実施します。

- ①地域福祉支援業務（地域貢献事業の企画・立案、地域ニーズ調査の実施等）
- ②災害時支援業務（応急物資の備蓄・提供、被災施設利用者の移送等）
- ③経営支援業務（経営コンサルティング、財務状況の分析・助言等）
- ④貸付業務（社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け）
- ⑤人材確保等業務（採用・募集の共同実施、人事交流の調整等）
- ⑥物資等供給業務（紙おむつやマスク等の物資の一括調達、給食の供給等）